

川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要について

令和6年1月
福祉部介護保険課

1 趣旨

国の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（以下「省令」という。）が一部改正されたことに鑑み、「川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」（以下「条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 内容

今回の改正案については「参酌すべき基準」であるため、本市独自基準の設定が必要であるかを検討しました。

検討の結果、国の基準どおり条例を改正しようとするものです。

省 令		条例 委任類型	市の考え方
第四条	内容及び手続の説明及び同意	参酌	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。

※参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 施行期日

公布の日